

埼玉県感染防止対策協力金（第13期）申請のご案内

（令和3年7月12日～令和3年8月31日営業時間短縮）

さいたま市・川口市 の飲食店の皆様

埼玉県産業労働部

【申請受付期間】

令和3年9月1日（水）～令和3年10月29日（金）

【申請・相談窓口】

埼玉県中小企業等支援相談窓口

（埼玉県感染防止対策協力金 事務局）

電話 0570-000-678

（平日 午前9時～午後9時、土日祝日 午前9時～午後6時）

I 協力金の概要

1 目的

埼玉県（以下「県」という。）による新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項、第31条の6第1項及び第45条第2項に基づく営業時間の短縮等の要請（令和3年7月12日から令和3年8月31日まで。以下「要請」という。）に協力した飲食店（カラオケ店、バー等を含む。）を運営する事業者に対して、埼玉県感染防止対策協力金（第13期）（以下「協力金」という。）を支給することにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するとともに、経営上の影響を受けている事業者を支援することを目的とします。

2 支給額

前年又は前々年の売上高に応じて変動します。

（1）売上高方式（個人事業主・中小企業が選択可）

1店舗当たり183万円～510万円

ア) 令和3年7月12日から令和3年8月1日までの期間

協力金の日額（3万円～10万円）×21日間で計算

イ) 令和3年8月2日から令和3年8月31日までの期間

協力金の日額（4万円～10万円）×30日間で計算

（令和3年7月12日～8月31日営業時間短縮）

(2) 売上高減少額方式（個人事業主・中小企業・大企業が選択可）

1店舗当たり最大1,020万円（1日当たり最大20万円）

※協力の開始日が令和3年7月13日以降となったときに、その後全ての期間協力した場合は協力金の日額×協力した日数分の協力金を支給します。

※早期給付を受けている場合は、支給額から早期給付分（1店舗当たり70万円）を差し引いた額を支給します。

II 支給要件

本協力金の支給要件は、次の全ての要件を満たす必要があります。

1 令和3年7月12日から令和3年8月1日までの期間

- (1) 通常時は午後8時から翌日午前5時までの間に営業していた店舗であること。
- (2) 全ての期間において営業時間を午前5時から午後8時までに短縮したこと。
- (3) 酒類の提供を終日自粛した（飲酒の機会を設けない）こと。ただし、次の条件を満たす場合は、午前11時から午後7時まで提供可。
 - ・ 彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）について県の認証を受けること
 - ・ 1人、又は同居家族（介助者を含む。）のみのグループに限ること
- (4) 飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備がある場合、利用を自粛していること。

2 令和3年8月2日から令和3年8月31日までの期間

- (1) 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等は休業すること。酒類又はカラオケ設備を提供しない飲食店等は営業時間を午前5時から午後8時までに短縮すること。
- (2) 酒類又はカラオケ設備を提供しない飲食店等は、通常時は午後8時から翌日午前5時までの間に営業していたこと。

3 全期間共通（令和3年7月12日から令和3年8月31日まで）

- (1) 要請を受けた、県内の飲食店（カラオケ店、バー等を含む。）を運営する法人又は個人事業主であること。
- (2) 食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を取得した上で、県内において来客用の飲食スペースを有する飲食店を運営していること。
- (3) 原則として令和3年7月12日から令和3年8月31日までの全ての期間において、県からの営業時間短縮等の要請に協力していること。
- (4) 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」を遵守し、店頭に掲示していること。
- (5) 休業している場合を除き、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」の認証を受け、感染防止対策を遵守し、認証ステッカーを店頭に掲示していること。
- (6) 「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示していること。
- (7) 長時間（90分超）の会食を避け、4人以下又は同居家族（介助者を含む。）のみのグループに限るよう要請していること。
- (8) 事業活動に必要な許認可を受けていること。
- (9) 令和3年7月12日から令和3年8月31日までの間に営業停止等の行政処分を受けていないこと。
- (10) 代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力（以下、「暴力団等」という。）に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。
- (11) 本協力金の支給を受けた店舗名及び所在地の公表に同意すること。
- (12) その他誓約事項に同意すること。

（令和3年7月12日～8月31日営業時間短縮）

Ⅲ 申請手続等

1 申請受付期間

令和3年9月1日（水）から令和3年10月29日（金）まで

2 申請方法

(1) 電子申請の場合 ※電子申請を原則とします。

埼玉県感染防止対策協力金申請フォームから申請してください。
「埼玉県感染防止対策協力金（第13期）について」



<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kyouryokukin-1307120831.html>

※令和3年10月29日（金）23時59分までに送信を完了してください。

(2) 郵送の場合【電子申請を利用できない場合のみ】

申請書類を簡易書留・レターパックなど郵便物の追跡ができる方法で、次の宛先に郵送してください。なお、郵便事故があった場合の責任は負いません。

※令和3年10月29日（金）の消印有効です。

〔送付先〕〒332-8799

埼玉県川口市本町2-2-1 川口郵便局局留

埼玉県感染防止対策協力金（第13期）事務局 宛

3 本協力金の申請書類の入手方法

(1) 埼玉県ホームページからダウンロード

「埼玉県感染防止対策協力金（第13期）について」



<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kyouryokukin-1307120831.html>

(2) お近くの配布機関での受取

- ・埼玉県庁県民案内室（本庁舎1階東側）
- ・埼玉県庁産業労働政策課（本庁舎4階東側）
- ・県内の各市役所、区役所
- ・県内の各地域振興センター及び保健所
- ・県内の各商工会議所及び商工会

4 申請書類

次のページの表に記載されている申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出や説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

今回、期間中に要請内容が複数回変更になっていることから営業時間短縮の状況が分かる書類等について複数枚の提出が必要となる場合があります。

書類に不備がある場合、協力金の支給が遅れる可能性があるため、必ず「◆提出が必要な書類一覧」を御確認いただいた上で書類を提出いただきますようお願いいたします。

◆提出が必要な書類一覧

<p>★1～3の書類は、複数の対象店舗がある場合でも店舗ごとではなく、申請事業者がまとめて提出してください。</p>	
1	埼玉県感染防止対策協力金（第13期）申請書（様式1）
2	本人確認書類のコピー又は写真（*個人事業主のみ） ※いずれか一つを提出してください。 （例）①運転免許証、②パスポート、③健康保険証、④在留カード、 ⑤個人番号カード（オモテ面のみ） など
3	協力金の振込先の金融機関名・コード、支店名・コード、預金種別、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳等のコピー又は写真 ※ <u>通帳を開いた1・2ページ目のコピー又は写真を添付してください。</u>
<p>★4～14の書類は、複数の対象店舗がある場合は、店舗ごとにそれぞれ提出してください。（全ての対象店舗について、一度にまとめて提出してください。）</p>	
4	店舗の外観全体（社名や店舗名）が分かる写真 ※のれんや看板などを写して店舗名が分かるように撮影してください。
5	飲食店営業又は喫茶店営業の許可その他必要な許認可を取得していることが分かる書類のコピー又は写真 ※ <u>取得している許認可の全てを提出してください。</u> （例）「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」（いずれか必須） 「風俗営業許可（接待飲食等営業）」（該当する場合のみ） など ※申請者は、営業許可書に記載された名義人・法人としてください。 * 転居、結婚等による改姓、相続、法人名変更、法人合併・分割などにより、営業許可書に記載されている住所・氏名・法人名が申請者と異なる場合には、名義が異なる経緯を確認できる書類のコピー又は写真を提出してください。（戸籍謄本、法人設立届、法人の登記事項証明書など）
6	7月12日から8月31日までの営業時間の短縮又は休業していたことが分かる書類のコピー又は写真 ※ <u>営業時間短縮の期間、変更前と変更後の営業時間を確認できるホームページや店頭ポスター、チラシなど対外的に営業時間の短縮や休業の事実を周知していることが分かるものを提出してください。</u> ※店舗等の名称や状況（時間短縮の期間、変更前後の営業時間）が分かるように工夫してください。 （営業時間を短縮している場合に必要となる書類のコピー又は写真） ・令和3年7月12日から令和3年8月31日までの期間 午前5時から午後8時までに営業時間を短縮したことが分かるもの
7	酒類の提供を終日自粛していること、又は彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）を受けた場合は県の要請の範囲内で酒類の提供をしていることが分かる書類のコピー又は写真 （例）酒類の提供時間等を確認できるホームページや店頭ポスター、チラシなど ※ 酒類の提供時間短縮時の確認書類は「ラストオーダー」ではなく、「提供時間」の短縮が分かる書類を添付してください。 （彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）を受けた場合でまん延防止等重点措置期間中に酒類の提供をしているときに必要となる書類のコピー又は写真）

（令和3年7月12日～8月31日営業時間短縮）

	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年7月12日から令和3年8月1日までの期間 午前11時から午後7時までの間、1人、又は同居家族（介助者を含む。）のみのグループに限り提供していることが分かるもの ・令和3年8月2日から令和3年8月31日までの期間 酒類を提供していないことが分かるもの
8	「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」を店頭に掲示している写真
9	「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」の認証ステッカーを店頭に掲示している写真。（休業している場合を除く。）
10	「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示している写真 ※QRコード発行などに時間を要する場合は、取得後速やかに掲示をお願いします。
11	カラオケ設備のある店舗は、カラオケ設備を使用していないことが分かる書類のコピー又は写真 (カラオケ設備がある場合に必要となる書類のコピー又は写真) ・飲食を主たる業としている店舗 令和3年7月12日から令和3年8月31日までの全期間、カラオケ設備を使用していないことが分かるもの ・飲食を主たる業としていない店舗 令和3年8月2日から令和3年8月31日までの期間、カラオケ設備を使用していないことが分かるもの
12※	記載済みの協力金算定様式
13※	<p>確定申告書類の写し（協力金算定に使用した年のもの）</p> <p>法人：法人税の確定申告書別表一の控え 法人事業概況説明書の控え</p> <p>個人：所得税の確定申告書第一表の控え 所得税青色申告決算書（2枚） 青色申告の場合に限る</p> <p>※確定申告書第一表の控えには収受印が押印（税務署でe-Taxで申告した場合は、受付日時が印字）されていること、自宅からe-Taxで申告した場合は受信通知（メール詳細）の添付が必要です。</p> <p>※第9期以降の協力金を電子申請された方で、既に支給決定を受けたことがあり、同年度の確定申告書を提出いただいている方は添付を省略することができます。</p>
14※	<p>飲食業売上高等が記載された売上帳等の帳簿の写し（協力金の算定に使用した年月のもの）</p> <p>※事業所が1か所であり、飲食業以外の事業を行っておらず、確定申告書類（法人事業概況説明書や青色申告決算書）のみで、協力金算定に使用した年月の飲食事業の売上高が把握できる場合は不要です。</p>

※12～14の書類は、売上高に応じた協力金を申請する場合に提出してください。
売上高方式で下限額（令和3年8月1日までは3万円/日、8月2日から8月31日までは4万円/日）の協力金を申請する場合は不要です。

※詳しくは、7～10ページ「申請に必要な添付書類」をご覧ください。

※第4期以降の協力金を電子申請された方で、既に支給決定を受けたことのある事業者については、4、8、10の添付を省略できます。

- 5 本協力金に関する問合せ先
埼玉県中小企業等支援相談窓口（埼玉県感染防止対策協力金 事務局）
電話 0570-000-678
※又はお近くの商工会議所・商工会へお問合せください。
- 6 申請書類の審査及び補正
電子申請又は郵送で受け付けた申請書類について、記載事項に誤りや不足がないか、添付書類に不足がないかを事務局で審査します。
- (1) 書類の誤りや不足等があったときの補正
ア 電子申請で受け付けた場合、メールにてお知らせします。電子申請ポータルサイトに記載事項の訂正や添付書類の訂正・追加を行い、当初申請内容の修正をお願いします。
イ 郵送で受け付けた場合、書類の誤りや不足等を記載した「補正依頼書」と該当書類を返送します。該当書類を訂正・追加の上、必ず「補正依頼書」と一緒に返送してください。
- (2) 軽微な補正事項の場合は、事務局から電話にて内容確認をさせていただく場合があります。日中連絡の取れる連絡先を必ず申請書に記載してください。
- 7 支給の決定
申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは協力金を支給します。支給開始は9月上旬以降を予定しています。
- 8 通知
(1) 申請書類の審査の結果、本協力金を支給する旨の決定をしたときは、後日、支給に関する通知をメール又は郵送で送付いたします。
(2) 申請書類の審査の結果、支給要件に該当しないなどの理由で本協力金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を発送いたします。

IV 注意事項

- (1) 本協力金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本協力金の支給決定を取り消します。この場合、受け取った協力金は返還していただくとともに、協力金と同額の違約金の支払いを求めることがあります。
- (2) 本協力金の支給に必要な場合は、対象店舗の営業時間短縮等の取組に係る実施状況に関する検査又は報告を求めることがあります。また、検査又は報告の結果、本協力金の支給に疑義が生じた場合は、必要な是正措置を求めることがあります。
- (3) 売上高を証明する書類（会計伝票、レジの日計表など）の保存をお願いします。審査時又は事後的に提出を求め、確認することがあります。
- (4) 本協力金の支給を受けた店舗名及び所在地はホームページで公表いたします。
- (5) 本協力金の申請書及び提出書類の記載内容や支給又は不支給の結果に関する情報は、国及び店舗所在地の自治体に提供することがあります。

◆申請に必要な添付書類【埼玉県感染防止対策協力金（第13期：7月12日～8月31日要請分）】

1 本人確認書類のコピー又は写真（＊個人事業主のみ）

（例）運転免許証、個人番号カード（オモテ面のみ）、在留カード、健康保険証 など



2 「支払口座振替依頼」に記載した振込先口座情報が分かる通帳等のコピー又は写真



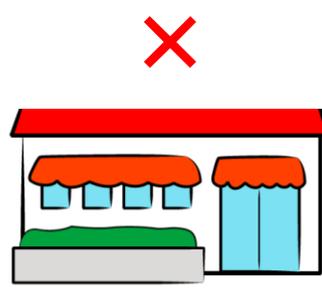
★カタカナの口座名義、口座番号等が確認できる通帳を開いた1・2ページ目のコピー又は写真を提出してください。

3 店舗の外観全体（社名や店舗名）が分かる写真

のれんや看板などを写して店舗名が分かるように撮影してください。



店舗名が分かる



店舗名が分からない

4 飲食店営業又は喫茶店営業の許可その他必要な許認可を取得していることが分かる書類のコピー又は写真

取得している許認可の全てを提出してください。

（例）「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」（いずれか必須）
「風俗営業許可（接待飲食等営業）」（該当する場合のみ） など



★「飲食店営業」又は「喫茶店営業」のいずれかの営業許可書がある方が申請できます。
★有効期限が令和3年8月31日以降の営業許可書であることが必要です。
★申請者は、営業許可書に記載された名義人・法人としてください。
＊転居、結婚等による改姓、相続、法人名変更、法人合併・分割などにより、営業許可書に記載されている住所・氏名・法人名が申請者と異なる場合には、名義が異なる経緯を確認できる書類のコピー又は写真を提出してください。（戸籍謄本、法人設立届、法人の登記事項証明書など）

5

営業時間短縮又は休業の状況及び酒類の提供状況が分かる書類のコピー又は写真

※ 下記(1),(2)の各期間に協力したことを示す、それぞれ書類のコピー又は写真を提出してください。

①営業時間短縮又は休業の期間、②変更前後の営業時間、③酒類の提供状況、④店舗名が分かるものとしてください。

(1) 7月12日から8月1日まで

(変更前の営業時間が分かる)



★営業時間については、5時から20時までの間に短縮していることが分かるよう記載してください。
 ★酒類については、「ラストオーダー」ではなく、「提供時間」を明記してください。また、提供対象者も明記してください。
 ＊提供時間：11時から19時までの間
 ＊提供対象：一人、又は同居家族（介助者を含む。）のみのグループに限る

(変更前の営業時間の記載がない)



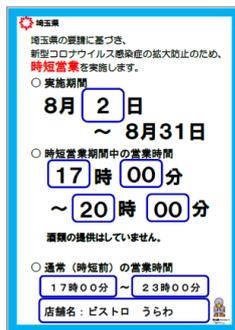
+

変更前の営業時間が分かるチラシやホームページなど

◆ 当初の要請期間が8月22日までのため、上記例示も8月22日までとしています。

(2) 8月2日から8月31日まで

(変更前の営業時間が分かる)



★営業時間については、5時から20時までの間に短縮していることが分かるよう記載してください。
 ★酒類については、提供していないことが分かるよう記載してください。

(変更前の営業時間の記載がない)



+

変更前の営業時間が分かるチラシやホームページなど

<注意> 下記例のような書類は不備となりますのでご注意ください。

- ・営業短縮期間（○日から○日まで）の記載がないもの
- ・店舗名の記載がないもの
- ・変更前や通常時の営業時間の記載がない（確認できない）もの
- ・(1)の期間において、酒類のラストオーダーの時間のみ記載されているもの
- ・(1)の期間の酒類の提供について、提供時間を11時から19時までの間とし、1人、又は同居家族（介助者を含む。）のみのグループに限り行っていたことが確認できないもの
- ・(2)の期間において、酒類の提供を行っていないことが確認できないもの など

※記載の仕方が分からない場合や不安な場合は、相談窓口（0570-000-678）までお問い合わせください。

6 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+(プラス)」認証ステッカー及び「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示している写真

店頭（店の入口周辺等）に掲示していることが分かる写真を提出してください。

彩の国「新しい生活様式」安心宣言



又は

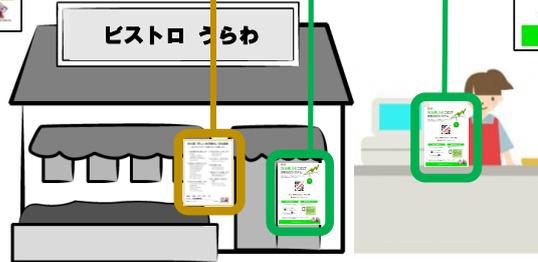
「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコード



安心宣言、認証ステッカーは入り口周辺等



彩の国「新しい生活様式」
安心宣言飲食店+(プラス) ステッカー



QRコードは
入り口周辺や会計レジ周辺等

7 記載済みの協力金算定様式

※ 売上高方式で下限額（令和3年8月1日までは3万円/日、8月2日から8月31日までは4万円/日）の協力金を申請する場合は不要です。

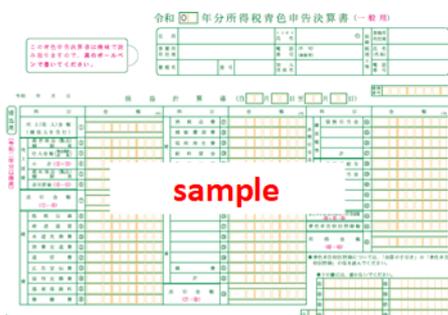
令和3年4月20日から令和3年5月11日まで		
令和3年又は令和3年4月の売上高	+	令和3年又は令和3年5月の売上高
3,000,000		3,100,000
		= 6,100,000
令和3年又は令和3年4～5月の売上高	÷	61日 × 0.4
6,100,000		=
		40,000
協力金 日額	×	sample
40,000		880,000
上限額 70万円 (平均売上の倍率は平均値に比べ)		
【さいたま市、川口市】 令和3年4月20日から令和3年5月11日までの22日間はこのシートで計算をしてください。		

★ 7月12日～8月1日分と
8月2日～8月31日分は
算定方法が異なります。
それぞれの期間に対応した様式で
作成・提出してください。

8 確定申告書類の写し

協力金算定に使用した年のものを提出してください。

※ 売上高方式で下限額（令和3年8月1日までは3万円/日、8月2日から8月31日までは4万円/日）の協力金を申請する場合は不要です。



- ★法人の場合
 - 法人税の確定申告書別表一の控え
 - 法人事業概況説明書の控え
- ★個人の場合
 - 所得税の確定申告書第一表の控え
 - 所得税青色申告決算書（2枚） 青色申告の場合に限る

※確定申告書第一表の控えには収受印が押印（税務署でe-Taxで申告した場合は、受付日時が印字）されていること、自宅からe-Taxで申告した場合は受信通知（メール詳細）の添付が必要です。

※第9期以降の協力金を電子申請された方で、既に支給決定を受けたことがあり、同一年度の確定申告書を提出いただいている方は添付を省略することができます。

9 飲食業売上高等が記載された売上帳等の帳簿の写し

協力金算定に使用した年月の飲食業にかかる売上高が分かるものを提出してください。

※ 売上高方式で下限額（令和3年8月1日までは3万円/日、8月2日から8月31日までは4万円/日）の協力金を申請する場合は不要です。



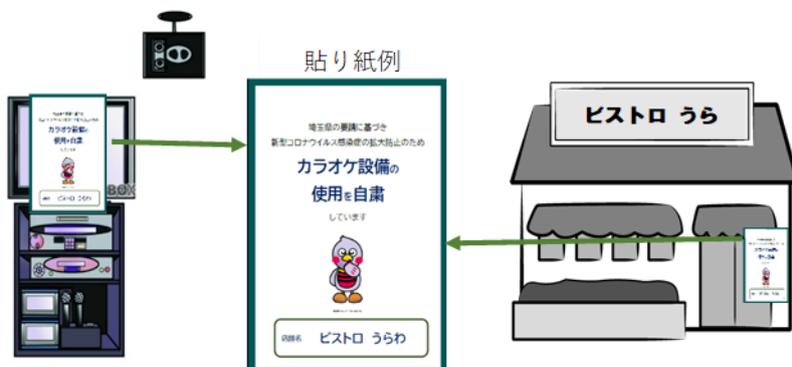
- ★事業所が1か所であり、飲食業以外の事業を行わず、確定申告書類のみで協力金算定に使用した年月の飲食事業の売上高が把握できる場合は提出不要です。

10 カラオケ設備のある店舗は、カラオケ設備を使用していないことが分かる書類のコピー又は写真

（例）カラオケ設備を使用していないことが分かるホームページ等の写し 又は

カラオケ設備に貼付した「使用していないことを示す貼り紙」の写真や

店頭に「カラオケ設備を使用していないことを示す貼り紙」を掲示したことが分かる写真



- ★飲食を主たる業としている店舗
 - 令和3年7月12日から令和3年8月31日までの全期間、カラオケ設備を使用していないことが分かるもの
- ★飲食を主たる業としていない店舗
 - 令和3年8月2日から令和3年8月31日までの期間、カラオケ設備を使用していないことが分かるもの

（令和3年7月12日～8月31日営業時間短縮）

協力金の不正受給は犯罪です

- 申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支給決定を取り消します。
- この場合、受け取った協力金は返還していただきます。
- 加えて、協力金と同額の違約金の支払いを求めることがあります。
- 本協力金の支給に必要な場合は、対象店舗の営業時間短縮等の取組に係る実施状況に関する検査又は報告を求めることがあります。
- 軽い気持ちで行ったとしても重大な犯罪です（例：詐欺罪 10年以下の懲役）。
- 以下のような虚偽申請は絶対に行わないでください。
 - ✓ 短縮を要請している営業時間以降も客を滞在させて営業しているにもかかわらず、時短要請に応じたように見せかける。
 - ✓ 既に廃業しているにもかかわらず営業実態があるように見せかける。
 - ✓ 飲食店等を運営する事業者でないにもかかわらず、対象事業者を装い申請する。

埼 玉 県
埼玉県警察本部